

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジャマイカ	西インド諸島大学日本語学習機 材整備計画のための贈与に關する 日本国政府とジャマイカ政府 との間の交換公文	西インド諸島大学日本語学習機材整備計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	27,100千円 H25.1.31まで	H22.3.30 キンダス トンで (同日)	日本側 山口祐志在ジャマ イカ大使 ケネス・ボ ジャマイカ側 ー副首相兼外務・外国貿 易大臣	H22.4.15 221号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。